

ASEAN中国FTA (ACFTA) の運用実態と活用方法 ～企業への影響が大きいのは互恵関税率の適用～

高橋 俊樹 *Toshiki Takahashi*

(一財) 国際貿易投資研究所 研究主幹

要約

- ・ASEAN 中国 FTA (ACFTA) 加盟国が約束した関税削減は、各国が公表する「ACFTA 協定税率」に反映される。この「ACFTA 協定税率」と「実際に適用される実行関税率」とを比較することにより、ACFTA 協定が規定どおりに運用されているかどうかを検証した。対象国は ACFTA 加盟 11 か国中、5 カ国 (中国、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム)。
- ・これら 5 カ国が、ACFTA 加盟国からの輸入品に、「ACFTA 協定税率」を上回る「実行関税率」を適用していれば、約束した関税削減が未達成であることになる。実際に、2011 年における「ACFTA 協定の実施が未達成」であったのは、5 カ国の全調査対象品目 (8,434 品目) の中で 153 品目にすぎず、その割合は 2% 以下であった。
- ・輸入国がある品目を「一般的なスケジュールで関税を削減する自由化品目 (ノーマルトラック品目等)」に指定しているにもかかわらず、輸出国が「一般スケジュールよりも自由化が遅れる品目 (センシティブ品目)」に割り当てているとする。その場合、ACFTA 協定では、輸入国はその品目の関税削減を猶予され、規定された「互恵関税率 (RTR)」を適用することができる。
- ・調査対象 5 カ国の中で、「中国」が輸出国で「他の ASEAN4 カ国 (イン

ドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム)」が輸入国の場合、「ASEAN4 カ国」は「中国」に対して、2011 年に互恵関税率の適用が可能な品目 (2,374 品目) の内、約半数の品目 (1,094 品目) に互恵関税率を課した。

- ・「ASEAN4 カ国」が輸出国で「中国」が輸入国の場合、2011 年において、「中国」は互恵関税率を適用できる 3,856 品目の内、多くの品目 (3,306 品目、85.7%) で「ASEAN4 カ国」に互恵関税率を賦課せず、当初の約束どおりに関税を削減した。業種別では、「化学・繊維・鉄鋼・機械類」の分野で互恵関税率を適用せず、当初の約束どおりに関税削減を実施する品目が多かった。
- ・したがって、日本企業としては、これらの業種を中心に「ASEAN4」から「中国」に輸出をする方が、「中国」から「ASEAN4」へ輸出するよりも互恵関税率の適用を避ける可能性が高まる。
- ・互恵関税率を適用したため、約束した ACFTA 協定税率の実施が未達成となった品目は、2011 年には 24 品目にとどまった (未達成の品目全体 (153 品目) の 15.7%)。

はじめに

ASEAN 中国 FTA (ACFTA) は、中国と ASEAN10 か国との間で 2005 年に発効した。ACFTA11 カ国の中で、中国と ASEAN 先行 6 カ国 (ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ) はその 90% の品目の関税撤廃を 2010 年まで、CLMV (カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) は 2015 年までに実行することを目標に掲げ

た。

本稿では、ACFTA で合意した関税削減や例外規定を各国がどのように実行されているのかを明らかにし、ACFTA の効果的な活用方法を検討する。

1. 中国へは部品、ASEAN へは製品

ASEAN・中国間の貿易の流れを見てみると、表 1 のように 2010 年の

「ASEAN10 から中国（香港含む）への輸出」においては、中間財の割合が全体の7割にも達している。その中身を見てみると、産業用資材などの加工品が全体の19%、機械機器・輸送用機器などの部品が41%を占めており、部品の割合が高い。

中間財以外では、乗用車・衣類な

どの最終財のシェアは2割。プラスチック・塗料などの原料から成る素材は1割であった。ASEAN10 から中国への輸出において、2005年から2010年にかけて、ASEANの中国への素材輸出は140%も増加し、中間財や最終財の増加率を大きく上回った。

表1 ASEAN-中国間の財別貿易

(100万ドル、%)

	ASEAN10(輸出国) →中国(輸入国、香港含む)			中国(輸出国、香港含む) →ASEAN10(輸入国)		
	2010年 輸出額	2010/2005 伸び率	2010年 シェア	2010年 輸出額	2010/2005 伸び率	2010年 シェア
素材	19,381	140.6	10.4	1,604	-7.3	1.0
中間財	130,443	97	70.3	90,375	100.8	53.7
加工品	35,052	113.4	18.9	47,394	140.7	28.2
部品	75,157	93.6	40.5	35,066	58.5	20.8
最終財	35,718	94.2	19.3	76,377	194.7	45.4
資本財	23,401	84.9	12.6	45,776	210.5	27.2
消費財	12,317	114.8	6.6	30,601	173.8	18.2
合計	185,542	100.3	100.0	168,356	131.7	100.0

(資料)各国貿易統計より作成

一方、「中国（香港含む）から ASEAN10 への輸出」においては、2010 年の中間財のシェアは 54% であった。その内訳を見ると、加工品が 28%、部品が 21% であり、加工品の割合の方が高かった。また、最終財のシェアも大きく 45% であった。しかし、素材のシェアはたったの 1% にすぎなかった。

「中国から ASEAN への最終財の輸出」は、2010 年には 2005 年から 3 倍に増加しているし、中間財は 2 倍であった。したがって、この伸び率の違いが続くならば、いつかは最終財のシェアは中間財を上回ると思われる。

このように、ASEAN と中国との貿易構造における特徴は、ASEAN は相対的に高い割合で「素材や中間財」を中国に供給し、中国は相対的に高い割合で「最終製品」を ASEAN へ輸出していることである。すなわち、ASEAN と中国との貿易構造は、補完的であると考えられる。

したがって、さらなる ACFTA の関税削減スキームの利用を促すことにより、「電気製品」や「自動車部品」などの同じ業種内で貿易が一段と進

展すれば、今後の ASEAN と中国との貿易は拡大していくものと思われる。

2. センシティブ品目が多い ACFTA

ACFTA の関税削減スケジュールは、ASEAN 自由貿易地域 (AFTA) に比べて遅れている。ACFTA では表 2 のように、「早期に関税を引き下げるアーリーハーベスト品目 (EHP、主に農水産物やその加工品)」の関税は、わずかな例外を除き「中国と ASEAN 先行 6 カ国」においては 2006 年からゼロになった。「CLMV」においては、2008 年のベトナムの関税撤廃を皮切りに、2010 年にはカンボジアがゼロになり、これでもって 4 カ国ともほとんどの EHP 品目の関税が撤廃済みとなった。

表 2 のように、「一般スケジュールどおりに関税削減を実施する自由化品目 (ノーマルトラック、NT)」は、通常通りに行う NT1 とその例外品目の NT2 に分けられる。NT1 は各国とも 6,500 品目前後にも達する。NT2 品目は貿易統計分類の HS (ハーモナ

イズド・システム) 6 桁ベースで、中国・ASEAN 先行 6 カ国では 150 品目、CLMV では 250 品目に上限が設けられている。

NT1 品目の関税は、中国・ASEAN 先行 6 カ国では 2010 年にゼロになっ

た。CLMV においては、NT1 品目は 2015 年からゼロの予定である。NT2 品目の関税は、中国・ASEAN 先行 6 カ国では 2012 年にゼロになることになっており、CLMV では 2018 年からゼロになる予定である。

表 2 ACFTAの関税削減スケジュール

削減品目		中国 および ASEAN6	CLMV
EHP: アーリーハーベスト品目 (原則 HS01-08、動物、肉、魚、乳製品、植物、野菜、果物・ナッツ + 他の HS 品目)	HS01-08、他の HS 追加品目	<ul style="list-style-type: none"> 2006 年から関税 0% フィリピンは HS01-08 の中から 209 品目を EHP 品目に指定、その他を例外品目としている 	ベトナム 2008 年、ラオス・ミャンマーは 2009 年、カンボジアは 2010 年から関税 0%
	EHP の例外品目	マレーシア: 対象が ASEAN のみの 22 品目	カンボジア 27 品目、ラオス 56 品目、ベトナム 15 品目
	EHP の追加品目	タイ 2 品目、フィリピン 5 品目、インドネシア 20 品目、マレーシア 19 品目、ブルネイ・シンガポール: 他国の追加品目全て	
NT: ノーマルトラック品目 (段階的に削減し、最終的には 0% にする品目)	NT1	2010 年から関税 0%	2015 年から関税 0%
	NT2 (NT1 の例外品目)	HS6 桁で 150 品目以下	HS6 桁で 250 品目以下
		2012 年から関税 0%	2018 年から関税 0%
ST: センシティブトラック品目 (ある期間までに一定の関税率まで引き下げられることを猶予される品目、)	SL	ST 品目全体: HS6 桁で 400 品目以下、輸入額の 10% 以下	ST 品目全体: HS6 桁で 500 品目以下
		2012 年から 20% 以下	2015 年から 20% 以下
	HSL	2018 年から 0-5%	2020 年から 0-5%
		ST 品目全体の 40% 以内か HS6 桁で 100 品目以下	ST 品目全体の 40% 以内か HS6 桁で 150 品目以下 (ベトナムは 140 品目)
	2015 年から 50% 以下	2018 年から 50% 以下	

(資料) ACFTA の枠組み協定書と物品貿易協定書及びその修正議定書から作成

この他の関税削減品目の分類としては、「一般スケジュールよりも自由化を遅らせるセンシティブトラック品目 (ST)」が挙げられる。ST 品目はさらに、センシティブリスト品目 (SL) と高度センシティブリスト品目 (HSL) に分けられる。

中国・ASEAN 先行 6 カ国では、SL 品目は HS6 桁で 400 品目以下、HSL は 100 品目以下に決められている。CLMV では、SL は 500 品目以下、HSL は 150 品目以下 (ベトナム 140 品目) になっている。

全貿易品目 (EHP+NT1+NT2+SL+HSL) は各国とも 8,000 品目以上にも達する。その中で EHP は 500 品目前後を占めており、全体から EHP と NT1 を除いた有税品目は、ACFTA 主要国でそれぞれ 700 ~ 1,500 品目に達する。

ACFTA 主要国における EHP や NT1 の関税撤廃の結果、2010 年の ASEAN と中国との貿易にやや動意が見られた。2010 年の ASEAN の対中輸出は、中国統計から見ると、前年から 44.8% の増加となり、対中輸入も 30.1% 増であった。

3. ACFTA 協定税率の未達成の割合は 2% 以下

ACFTA への関心が高まっており、実際に利用する企業は増えている。しかしながら、加盟各国が ACFTA のルールをどのように運用しているかどうかについては、まだ明らかになっていなかった。

ASEAN 中国 FTA (ACFTA) 加盟国が約束した関税削減は、各国が公表する「ACFTA 協定税率」に反映される。この「ACFTA 協定税率」と「実際に輸入品に適用される実行関税率」とを比較することにより、ACFTA 協定が規定どおりに運用されているかどうかを検証した。

例えば、インドネシアは「自動車用エアコン」を NT2 品目とし、2011 年の同輸入品の協定税率を 5% まで削減することを約束した (中国に対してのみ 10%)。インドネシアの実行関税率表における自動車用エアコンの実行関税率を見てみると、ACFTA 協定税率と全く一致している。つまり、インドネシアは、自動車用エアコンの協定税率を規定通りに実行していることが確認できる。

この調査を実施するため、ACFTA 加盟 11 カ国の中から 5 カ国（中国、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム）を調査対象国に選定した。また、5 カ国とも「全貿易品目から NT1 を除いた品目」を調査対象品目に設定した。したがって、5 カ国の調査対象品目は、各国それぞれ 1,300 品目～2,000 品目ということになる。

表 3 は、この 5 カ国における 2011 年の ACFTA 協定税率の運用結果をまとめたものである。調査対象の 5

か国において、「協定税率を上回る実行関税率を適用し、約束した関税削減の実行が未達成な品目（すなわち『×』、協定税率<実行関税率）」は、80 品目であった。その割合は、調査対象品目の 5 カ国総計（8,434 品目）の 0.9%にすぎなかった。国別の内訳は、中国 64 品目、ベトナム 14 品目、マレーシア 2 品目、タイとインドネシアは 0 品目、となる（具体的な品目の中身については表 4 参照）。

表 3 2011 年の ACFTA 協定税率の運用別結果品目数

輸入国	×（協定税率の実行が未達成）	×○（協定税率の実行が未達成と関税削減が混在）（注 2）	=（協定税率を実行）	○（協定税率より関税を削減）	判定不能	総計
中国	64	22	816	364	0	1266
インドネシア	0	0	669	1387	0	2056
マレーシア	2	0	699	785	0	1486
タイ	0	4	538	1097	0	1639
ベトナム （注 1）	14	47	654	1244	28	1987
総計	80	73	3376	4877	28	8434

（注 1）税率が関税率表に表記されていないものについては、判定不能とした（以下同様）

（注 2）ACFTA 協定税率と実行関税率を比較し、実行関税率が協定税率よりも高ければ協定税率の実行は「未達成『×』」、低ければ「より関税を削減『○』」、同じであれば「実行している『=』」、とした。×と○が混在するのは、実効関税率表では 1 つの協定税率に対して、輸出国ごとに異なる関税率が設けられている場合があるからである。

（資料）「平成 23 年度 ASEAB 中国 FTA（ACFTA）の運用状況調査事業結果」国際貿易投資研究所 2012 年 1 月（以下の図表、同様）

表4 2011年にACFTA協定税率の実行が未達成(『×』、『×○』)の品目

<ul style="list-style-type: none"> • 中国 : 『×』⇒『冷蔵・冷凍した豚肉、鶏肉、くず肉、あるいは濃縮あるいは乾燥したミルク・クリーム、乾燥野菜、あるいは感光性の写真用のプレート・フィルム・紙』 『×○』⇒『酢で調整したアスパラガス・たけのこ・きゅうり・きのこ・野菜、非金属性の細工品、VTR、デジタル・ビデオカメラ』 • マレーシア : 『×』⇒『天井クレーン』 • タイ : 『×○』⇒『大豆油かす、乳児用の衣類、昇降機、ケーブル』 • ベトナム : 『×』⇒『タンカー(5000トン未満)、貨物船や貨客船、貨物自動車等およびもみ、くず肉調製品』 『×○』⇒『駆動軸、ギヤボックス、などの自動車の部分品および附属品、モーターサイクル、クラフト紙、板紙などの紙製品、およびコーヒー、ポップコーン』

「関税削減を約束した協定税率を規定通りに実行している品目(『=』、協定税率=実行関税率)」は、5カ国で3,376品目となり、全体の40.0%を占めた。さらに、「約束したACFTA協定税率を上回る関税削減を進めた品目(『○』、協定税率>実行関税率)」は、5カ国で4,877品目となり、全体の57.8%を占めた。5カ国の中では、中国の『○』の品目数が少なかった。

また、表3のように、ACFTA協定の運用結果において、「×と○」の品目が混在するケース(『×○』)がある。その数は73品目であり、5カ国

調査対象品目総計の0.9%であった。

「×と○」が混在するのは、輸入国における1つの品目の協定税率に、実行関税率表では輸出相手先別に異なる複数の実行関税率が対応する場合があるからである。

例えば、仮に、中国のポリエステル短繊維のACFTA協定税率を5%とし、実行関税率表では「ラオスからの輸入品」には4.5%、「その他の国からの輸入品」には5.5%の実行関税率が適用されているとする。

この場合、「ラオスからの輸入品」に対しては「協定税率>実行関税率」

であるため『○』、「その他の国からの輸入品」に対しては「協定税率<実行関税率」であるため『×』という結果になり、この品目は『×○』という分類に該当することになる。すなわち、『×○』の品目は、少なくとも1つの国からの輸入品に対しては『×』のケースを含んでいることになる。

したがって、約束した協定税率を上回る実行関税率を適用し ACFTA 協定税率の実行が未達な品目は、最終的には153品目（『×』の80品目＋『×○』の73品目）となる。しかし、『×』と『×○』の品目を合計しても、調査対象品目全体の2%以下にとどまる。

表3のように、『×○』の73品目の内訳は中国が22品目、ベトナムが47品目を数える。『×』のケースを含め、この2カ国で ACFTA 協定税率が未達な品目のほとんどを説明できる。

4. ASEAN の互恵関税率の適用は50%弱

ACFTA 協定では、ある品目を、輸

入国が「一般的なスケジュールで関税を削減する自由化品目（EHP/NT品目）」に指定しているにもかかわらず、輸出国が「一般スケジュールよりも自由化が遅れる ST 品目」に割り当てている場合、輸入国はその品目の関税削減を猶予され、定められた互恵関税率（RTR）を賦課することができる。ただし、輸入国は互恵関税率を適用せず、当初の予定どおりに関税削減を実行することも可能である。

例えば、ACFTA においては、「自動車用ワイパー」を中国では ST 品目（関税率10%）、インドネシアでは NT1 品目（関税率0%）に指定している。中国がワイパーをインドネシアに輸出する場合、インドネシアはそのワイパーに互恵関税率（5%：輸出入国の関税率の違いから計算される）を賦課することができる^(注1)。実際には、インドネシアの実行関税率表における中国へのワイパーの実行関税率は0%であるので、中国から輸入されたワイパーに対して互恵関税率は賦課されていない。

「中国が輸出国」で「他の4カ国（インドネシア、マレーシア、タイ、

ベトナム) が輸入国」の場合、表 5 のように 4 ケースの輸出入の組合せが生じる。4 ケースのそれぞれにおいて、上述のとおり、品目別に互恵関税率を適用できる組み合わせを何通りも作成し、互恵関税率を算出した。そして、品目ごとに互恵関税率と実行関税率とつき合わせることで、2011 年において互恵関税率がどのように実行されているかどうかを確認した。

表 5 のように、輸入国側の ASEAN4 カ国が中国に対して「互恵関税率を適用した(すなわち、『=』)」品目数は、4 ケース総計で 1,094 品目であった。これは、「中国が輸出国で他の 4 カ国が輸入国」の場合の調査対象品目総計 (2,374 品目) の 46.1% を占めた。ケース別では、ベトナムの中国からの輸入において、互恵関税率を適用している場合が多かった (95.4%)。

表 5 2011年における中国が輸出国で他のASEAN4カ国が輸入国の場合の互恵関税率 (RTR) の運用状況

輸出国 ⇒輸入国	× (RTR よりも関税 が高い)	= (RTR を 適用)	○ (RTR を 適用せず、 当初通りに 関税を削減)	判定不能	総計
中国⇒インドネシア	2	236	283	0	521
中国⇒マレーシア (注 1)	0	308	348	6	662
中国⇒タイ	0	179	623	0	802
中国⇒ベトナム	0	371	18	0	389
総計	2	1094	1272	6	2374

(注 1) 互恵関税率と実行関税率を比較し、一致していれば「互恵関税率を適用している『=』」、実行関税率が互恵関税率よりも低ければ「当初の約束通りに関税を削減『○』」、高ければ互恵関税率の規定は「未達成『×』」、とした。

「互恵関税率を適用せず、当初の約束どおりに関税削減を行った（『○』）」品目数は、4 ケース総計で1,272 品目となり、調査対象品目総計の53.6%を占めた。ケース別では、タイの中国からの輸入において互恵関税率を適用せず関税削減を行っている場合が多い（77.7%）。また、「互恵関税率以上に関税を高くし、協定が未達な品目数（『×』）」は、2 品目で0.1%にすぎなかった。

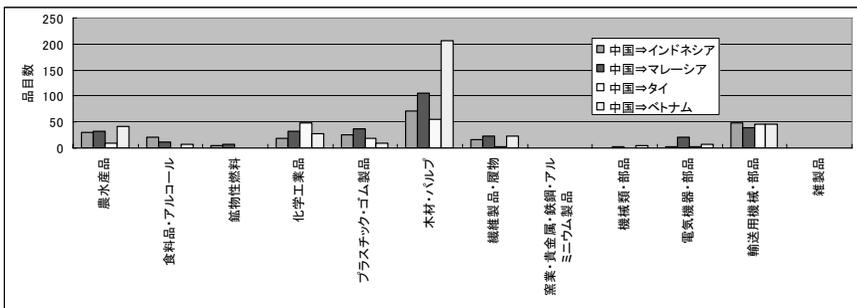
中国の ASEAN4 カ国への輸出において、輸入国側の ASEAN4 が中国に対して互恵関税率を適用している割合は半分近くにも達している。もしも、中国から ASEAN4 に輸出を行う際、ACFTA を利用しようとするな

らば、ASEAN4 側における互恵関税率の適用に注意が必要である。

なぜならば、ACFTA の協定書には互恵関税率の定義は書かれているが、国別にどの品目が互恵関税率の対象になるのかは掲載されていないからだ。自社の製品が互恵関税率の対象になるかどうかを検証するには、自ら確かめなければならない。

中国が輸出国で他の ASEAN4 カ国が輸入国の場合、互恵関税率を適用（『=』）しているために注意が必要な分野としては、図1のように、「農水産品、化学・プラスチック・ゴム製品、木材・パルプ、繊維製品・産物、業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品、機械類・部品、電気機器・部品、輸送用機械・部品、雑貨品

図1 中国が輸出国で他のASEAN4カ国が輸入国の場合の互恵関税率の業種別運用状況（2011年、『=』の件数）



これに対して、互恵関税率を適用せずに当初どおりに関税を削減（『○』）している主な業種は、「木材・パルプ、輸送機械・部品」の分野であった（品目別では、付表 2 を参照）。

5. 少ない中国の互恵関税率の適用

中国が輸入国で他の ASEAN4 カ国（インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム）が輸出国の場合の互恵関税率の運用状況を見てみると、表 6 のように、2011 年に「互恵関税率を適用した（『=』）」品目数は、4 ケース総計で 493 品目であった。

つまり、中国が ASEAN4 カ国に互恵関税率を適用するケースは意外に少なく、調査対象品目総計（3,856 品目）の 12.8%にとどまった。ケース別では、中国のタイ、ベトナムからの輸入に対して、互恵関税率を適用する品目が多い。

「互恵関税率を適用せず、当初の約束どおりに関税削減を行った（『○』）」品目数は、4 ケース総計で 3,306 品目となり、調査対象品目総計の 85.7%を占めた。特に、中国のインドネシア、タイからの輸入に対して、互恵関税率を適用せず当初どおりに関税削減を行った品目が多い。

表 6 2011年における中国が輸入国で他のASEAN4カ国が輸出国の場合の互恵関税率（RTR）の運用状況

輸出国 ⇒輸入国	×(RTRより も関税 が高い)	×○(RTR よりも高 いと低 いが混在) (注1)	=(RTRを 適用)	○(RTRを 適用せず、 当初通り に関税を 削減)	判定不能	総計
インドネシア⇒中国	1	1	41	988	0	1031
マレーシア⇒中国	6	1	80	676	2	765
タイ⇒中国	0	0	200	1256	0	1456
ベトナム⇒中国	0	0	172	386	46	604
総計	7	2	493	3306	48	3856

(注 1) ×と○が混在するのは、HS 貿易統計分類が 8 桁・10 桁では国ごとに違うため、輸出国の 1 つの品目に輸入国側で複数の互恵関税率が対応する場合があるためである。

また、互恵関税率以上に関税を高くし、協定が未達な品目は、『×』が7品目、『×○』が2品目で、合わせても全体の0.3%にすぎなかった。

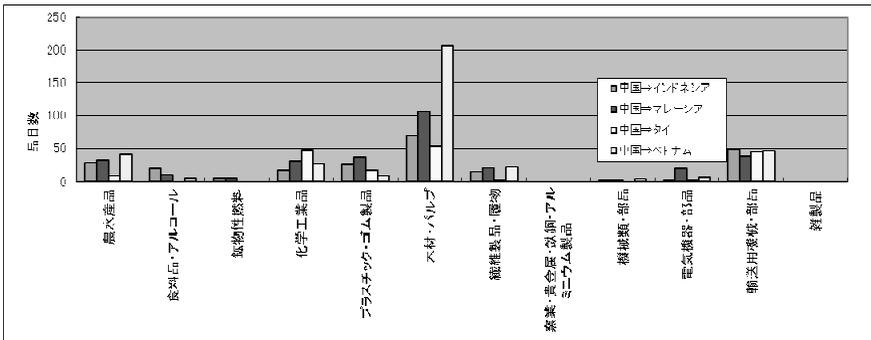
これらの結果は、中国が輸入国で他のASEAN4カ国が輸出国の場合、中国は互恵関税率を適用せず、当初の約束どおりに関税を削減する割合が高いことを示している。ACFTA協定税率の運用では、中国は約束した協定税率を実行せず、それ以上に実行関税率を高くする品目が相対的に多かった。しかし、互恵関税率の実施においては、他のASEAN4カ国よりも自由化を進めている。

したがって、企業としては、ASEAN4カ国から中国へ輸出する方

が、中国からASEAN4カ国に輸出するよりも、互恵関税率を適用される心配が少ないということになる。特に、インドネシアとタイから輸入で、中国が互恵関税率を適用しない品目が多い。

業種では、図2のように、「化学・プラスチック・ゴム製品、繊維製品・履物、窯業・貴金属・鉄鋼製品、機械類・電気機械・輸送用機械及び同部品」、の分野で中国が互恵関税率を適用せず当初どおりに関税を削減するケース（『○』）が多い。これら業種は、日本企業にとって関心が高い分野が多く、ASEAN4から中国への輸出にACFTAの活用を検討している企業にとっては朗報と考えられる。

図2 中国が輸入国で他のASEAN4カ国が輸出国の場合で互恵関税率を適用せずに当初通りに関税を削減している場合の業種別運用状況（2011年、『○』の件数）



6. 互恵関税率の適用で ACFTA 協定税率の運用が未達な事例は少ない

これまで見てきたように、2011 年に関税削減を約束した ACFTA 協定税率の運用結果が未達成の品目の内、(『×』) であったのは 5 カ国総計で 80 品目、『×○』は 73 品目であった。これらの結果は、協定税率の運用を故意に遅らせたのではなく、互恵関税率を適用したために生じる場合もありうる。

そこで、『×』や『×○』の結果品目リストと、互恵関税率の品目リストをつき合わせ、互恵関税率が適用されているために協定税率の実施が未達成になっているのかどうかを確かめた。その結果、2011 年の「中国のマレーシアからの輸入」、及び「ベトナムの中国からの輸入」において、互恵関税率の適用のため、ACFTA 協定税率の実行が未達であった『×』や『×○』のケースを見つけることができた。

本調査では、「中国が輸出国で他の ASEAN4 カ国が輸入国」の場合と、「中国が輸入国で他の ASEAN4 カ国が輸出国」の 8 ケースの互恵関税率

の運用状況を検証している。つまり、互恵関税率の影響で約束した ACFTA 協定税率の実行が未達成となった事例 (『×』や『×○』) は、その中で 2 ケースしかなかったことになる。

表 7 のように、2011 年に中国が約束した ACFTA 協定税率の適用を実行しなかったため、『×』となった 64 品目の内、EHP は 56 品目を占めた。その中の 8 品目は、中国がマレーシアからの輸入品に互恵関税率を課しているために、『×』という結果になった。

つまり、中国の ACFTA 協定税率の運用において、互恵関税率の適用により『×』になるケースはそう多くはなかったということである。8 品目の内訳は、「肉及び食用のくず肉、濃縮・乾燥したミルク及びクリーム」であった。

一方、表 8 のように、ベトナムの ACFTA 協定税率の運用状況をみると、EHP525 品目および EHP 例外品目に分類される 6 品目で『×』になった品目は皆無である。NT2 品目は 614 品目あるが、『×』になった品目は 12 品目、『×○』も 30 品目と少ない。

これらの品目の内、ベトナムが中

国からの輸入品に互恵関税率を課しているために『×』となったものは NT2 の 2 品目、『×○』になった品目は NT2 の 14 品目であった。この

16 品目の中身は、「もみ、コーヒー、とうもろこし、クラフト紙などの紙製品、自動車関連の部分品、タンカー」であった。

表 7 2011 年の中国のマレーシアへの互恵関税率適用が協定税率運用結果 (『×』、『×○』) に与えた影響

	× (協定税率を守らない)	×○ (協定税率を守らないと関税削減が混在)	= (協定税率を実行)	○ (協定税率より関税を削減)	総計
EHP(注 1)	56 (8)	0	546	0	602
NT2	0	22	12	199	233
ST	8	0	258	165	431
総計	64	22	816	364	1266

(注 1) 中国の EHP における協定税率の適用が未達 (『×』) の 56 品目のうち、() 内の 8 品目はマレーシアからの輸入において互恵関税率が適用されたものである。

表 8 2011 年のベトナムの中国への互恵関税率適用が協定税率運用結果 (『×』、『×○』) に与えた影響

	× (協定税率を守らない)	×○ (協定税率を守らないと関税削減が混在)	= (協定税率を実行)	○ (協定税率より関税を削減)	判定不能	総計
EHP	0	0	525	0	0	525
EHP 例外	0	0	2	4	0	6
NT2(注 1)	12(2)	30(14)	65	506	1	614
SL	2	5	48	428	1	484
HSL	0	12	14	306	26	358
総計	14	47	654	1244	28	1987

(注 1) ベトナムの NT2 における協定税率の運用が『×』、『×○』において、() 内の 2 品目と 14 品目は中国からの輸入において互恵関税率が適用された品目数である。

したがって、2011 年において互恵関税率適用の影響のため ACFTA 協定税率の運用が未達となった品目は、中国のマレーシアへの互恵関税率適用のケースが 8 品目、ベトナムの中国への適用のケースが 16 品目で、合計 24 品目であった。2011 年に関税削減を約束した ACFTA 協定税率が未達成であったのは総計で 153 品目であるため、互恵関税率の適用の影響で協定税率の適用が未達となった品目の割合は、全体の 15.7%にすぎないということになる。

7. ACFTA の効果的な活用方法

ACFTA を活用しようと考えている企業は、まず第 1 に、ACFTA の規定や各国の協定税率などの運用状況を把握し、自社の製品が協定税率に沿って関税削減の恩恵を受けられるかどうかをチェックする必要がある。また、自社製品に互恵関税率が適用されるかどうかを確認することは、その対象品目の多さから、非常に重要である。さらに、ASEAN から中国へ輸出した方が、逆の方向よりも互恵関税率の適用を避ける可能性は

高まる。

したがって、対応策としては、本稿等で展開されている協定税率や互恵関税率の運用状況調査の膨大な国別品目別データを参照し、自社関連のどの品目をどの国からどの国に輸出すれば、より効果的に関税削減を行えるのかを検証することが求められる。

また、これからの ACFTA の関税削減スケジュールを見逃さないことである。中国と ASEAN 先行 6 カ国は、2012 年には NT2 品目の関税を撤廃するとともに、1 部の ST 品目の関税を削減することになっている。ASEAN や中国市場への輸出を目指す企業にとっては、この全体で 3,000 品目を超える関税削減は大きなチャンスである。

TPP や日中韓 FTA が合意に達し、発効するのは少なくとも数年先の可能性が高い。このため、ASEAN と中国との自由貿易の架け橋である ACFTA を活用することは、当面のアジアでの貿易拡大を目指す企業にとっては、必要不可欠なことであると思われる。

(注 1) 互恵関税率の計算は、以下のとおり。

- ①輸出国の関税率（ST 品目）が 10%以下の場合、輸入国の関税率（NT/ EHP 品目）か輸出国の関税率のいずれか高いほうで、輸入国の MFN 税率を超えない関税率を適用
- ②輸出国の関税率が 10%を超える場合は、輸入国の MFN 税率

を適用

なお詳細は、「平成 23 年度 ASEAN 中国 FTA（ACFTA）の運用状況調査事業結果」国際貿易投資研究所 2012 年 1 月、あるいは、国際貿易投資研究所ホームページ フラッシュ 149「FTA が牽引する ASEAN-中国貿易」の 4 章「ACFTA の原産地規則と互恵関税率」2011 年 12 月 15 日、を参照してください。

付表 1 ACFTA において輸入国側が互恵関税率を適用 (『=』) している
主な品目**中国が輸出国で ASEAN4 が輸入国の場合**

- ・ 中国 (輸出国) ⇒インドネシア (輸入国) : インドネシアが中国に対して互恵関税率を適用している主な品目は、デュラム小麦、とうもろこし、パイナップル、写真用フィルム、天然ゴムのラテックス、郵便切手・収入印紙、絵画、写真、羊毛、アクリル、タンカー、貨物船・乗客船
- ・ 中国⇒マレーシア : コーヒー、デュラム小麦、パーム油・ナタネ油、軽質油、エチレン、アクリルニトリル、感光性写真用フィルム、天然ゴムラテックス、手すきの紙・板紙、筆記用・印刷用の紙、トイレットペーパー、化粧用ティッシュ、羊毛、アクリル、ポリエステル、ナイロン、エンジン、自動車用エアコン、カラーテレビ・モニター、タンカー
- ・ 中国⇒タイ : 写真用フィルム、天然ゴム、壁紙原紙、原動機付シャシ
- ・ 中国⇒ベトナム : コーヒー、とうがらし、こしょう、米、穀粉、パイナップル、合板、ベニヤ、木製の額縁、木製の工具、写真感光紙、トイレットペーパー、化粧用ティッシュ、紙タオル、クラフト紙及びクラフト板紙、封筒、段ボール製の箱及びケース、アルバム、郵便切手、収入印紙、葉書・カード、カレンダー、自動車用エアコンディショナー、ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置、自動車用ギヤボックス及びその部分品、駆動軸、タンカー

ASEAN4 カ国が輸出国で中国が輸入国の場合

- ・ インドネシア (輸出国) ⇒中国 (輸入国) : 中国がインドネシアに対して互恵関税率を適用している主な品目は、エチルアルコール、塩、原動機付シャシ、車体、車輪付玩具
- ・ マレーシア⇒中国 : 鶏、冷凍した家禽くず肉 (分割したもの)、鳥卵、バナナ、ドリアン、竹製の合板、鉄・非合金鋼の半製品、クレーン、ディスク、テープ、線ケーブル
- ・ タイ⇒中国 : エンジン部品、昇降機、電動機、スタティックコンバーター、自動車用駆動軸、自動車用懸架装置
- ・ ベトナム⇒中国 : 殻付きの鳥卵、航空燃料、潤滑油、過りん酸石灰、コンクリート用の調製添加剤、ポリ塩化ビニル、バス又は貨物自動車用ゴムタイヤ、ゴム製のインナーチューブ、合成繊維及び人造繊維の紡績糸、ナイロン製のタイヤコードファブリック、耐火れんが、耐火タイル、山形鋼、U形鋼、I形鋼、自動車用ねじ及びボルト、マイクロホン、モニター及びプロジェクター、自動車用タングステンハロゲン電球、スライドファスナー及びその部分品

(注) 本調査の分析で取り上げている貿易統計の品目分類 (HS8 桁分類) では、一般的な商品名とは違い、品目の説明が「～ミリメートル以上のもの」、あるいは「～の装置を有しているもの」、というようになり長くなってしまふ場合が多い。また、「その他のもの」などのように、明確に品目のイメージがとらえられないことも多い。そのため、付表ではなるべく簡潔でわかりやすい表現に努めている。

付表 2 輸入国が互恵関税率を適用せず、当初通りに関税を削減（『○』）している主な品目

<p>中国が輸出国でASEAN4が輸入国の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 中国（輸出国）⇒インドネシア（輸入国）：インドネシアが中国に対して互恵関税率を適用せず、当初どおりに関税を削減している主な品目は、大豆油、トイレットペーパー、ハンカチ、テーブルクロス、バインダーファイル、帳簿・会計簿、自動車用の錠、ウインドースクリーンワイパー、曇り除去装置（デフロスター）、自動車の駆動軸（ディファレンシャル） 中国⇒マレーシア：大豆油、パイナップル、ポリエチレン、ダンボール用原紙、壁紙、トイレットペーパー、ハンカチ、ナプキン、段ボール箱ケース、カレンダー、綿織物（平織り）、カラーテレビ、線・ケーブル、自動車の錠、エンジン、トラクター、自動車用ブレーキ部品、自動車のギヤボックス・同部品、自動車用安全エアバッグ、自動車用腰掛け・同部分品 中国⇒タイ：化粧張り用板、繊維板、合板、ディーゼルバス、トラック 中国⇒ベトナム：ブロックボード、道路走行用トラクター、貨物自動車、モニター及びプロジェクター、テレビ受像機器 <p>ASEAN4 各国が輸出国で中国が輸入国の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> インドネシア（輸出国）⇒中国（輸入国）：中国がインドネシアに対して互恵関税率を適用せず、当初どおりに関税を削減している主な品目は、大豆油、えび・車えび、糖類、ペニシリン、シャンプー、除草剤、消毒剤、油圧ブレーキ液、エチレン、ポリプロピレン、塩化ビニル、プラスチックのタンク・戸・窓、自動車用ゴム製タイヤ、旅行者用バッグ、男性用・女性用スーツ・ジャケット、スカート、ベッドリネン、皮・ゴム製の履物、陶磁製の装飾品、貴金属、鉄鋼製の板・管・鎖・ばね、モニター・プロジェクター、自動車部品（ギヤボックス、ブレーキ、バンパー）、エンジン、乗用車、ゴルフカー、タンカー マレーシア⇒中国：冷凍・冷蔵した家禽くず肉（分割してないもの）、生鮮の家禽くず肉（分割したもの）、ミルク・クリーム、パイナップル、グアバ、マンゴー、マンゴスチン、スイカ、パパイヤ、酸化亜鉛、チタン、ペイント・ワニス、顔料、シャンプー、プラスチックの板・製品、ゴム製のタイヤ、コンベア用ベルト、綿糸、綿織物、合成繊維の糸、スーツ、シャツ、ブラウス、陶磁製の台所用品、板ガラス、鉄のフラット・ロール製品、クレーン、フォークリフトトラック、昇降機、ブルドーザー、カラーテレビ、同軸ケーブル、乗用車、貨物自動車、モーターサイクル タイ⇒中国：トマトペースト、鉄鋼製木ネジ、スキー靴、鉄の圧延ロール、コンプレッサー ベトナム⇒中国：緑茶、ぶどう酒、ウイスキー、ウオッカ、ソーセージ、白色セメント、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、プラスチック製の浴槽・台所用流し・洗面台・便座、ゴム製のインナーチューブ、綿織物（平織り等）、合成繊維の短繊維の織物、プラスチック製人造の花、建設用れんが・かわら・タイル、陶磁製の台所用流し・洗面台・浴槽・便器、フロート板ガラス及び磨き板ガラス、強化ガラス及び合わせガラス、ローラーチェーン、ステンレス鋼製・铸铁製の台所用流し及び洗面台、南京錠、ちようつがい、液体・気体ポンプ、エアコンディショナー、冷凍冷蔵庫、洗濯機、家庭用ミシン、電動機及び発電機、電気アイロン、乗用自動車、貨物自動車、モーターサイクル、自転車、サドル、ペダル、クリスマスツリー用照明セット

付表 3 ACFTA で輸入国が互恵関税率以上に高い実行関税率を課している
(『×』、『×○』) 品目

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">• 中国 (輸出国) ⇒ インドネシア (輸入国) : 『×』は竹製の合板の 2 品目• インドネシア ⇒ 中国 : 『×○』はカルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物に属する 2 品目• マレーシア ⇒ 中国 : 『×』、『×○』は濃縮・乾燥したミルク・クリームの 7 品目 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|